## 江坂公園の魅力向上事業に関するQ&A

-			<del>.</del>		
		Q1	魅力向上とは何ですか。	<b>A</b> 1	都市公園などが持つコミュニティ、憩いの場、防災機能などのポテンシャルを最大限発揮させるための施策です。 具体的には、民間事業者との連携による再整備と公園の特性に応じた管理運営を推進し、活性化させることで都市公 園魅力向上を図るのものです。
		Q2	「公園と図書館の一体的な魅力向上」とはどのようなものですか。	<b>A</b> 2	公園と複合施設を同時に再整備することで一体感を持たせ、公園利用者が図書館を利用したり、図書館利用者が公園を利用したりと、どちらにも足を運びたくなるような魅力向上を目指します。
		Q3	多様な主体とはどのようなものですか。	А3	多様な主体とは、行政、民間事業者、地域住民、専門家など、公園に関わる人のことを差します。
		Q4	なぜ、民間事業者と連携するのですか。	A4	近年、様々なニーズの多様化、公園施設の管理水準の向上、行財政運営の一層の効率化などが課題となっており、これまでの管理方法では将来的に今の管理水準を維持できない可能性があります。 これらの課題に対応し、公園の魅力向上に繋げるためには、これまでの市と地域住民の取組のほか、民間の資金やノウハウを活用した効率的で効果的な公園運営が必要であると考え、民間事業者との連携を進めます。
		Q5	なぜ、桃山公園・江坂公園から事業を進めますか。	<b>A</b> 5	面積規模が大きく、都市公園が持つポテンシャルを発揮しやすいこと、民間事業者の参入意欲が確認できたことから、 桃山公園・江坂公園から進めることを決めました。
		Q6	サウンディング型市場調査は談合にあたりませんか。	A6	サウンディング型市場調査は民間事業者の意見や 新たな提案の把握などを行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法であり、国のマニュアルにも記載された制度でもあるため談合にはあたりません。
		Q7	どのように再整備と管理運営を進めますか。	Α7	都市公園法の改正により創設されたP-PFIという制度を活用し、既存の公園施設の改修、民間事業者が運営する収益施設の設置などを行います。 また、管理運営については、指定管理者制度を活用します。なお、民間事業者との連携により相乗効果を発揮するため、P-PFI事業者と指定管理者は一括で公募します。
	事業の目的・内容など	Q8	P-PFIはどのような制度ですか	A8	飲食店などの収益施設の設置と、収益施設から生じる収益を活用して、その周辺の園路、広場などの整備や改修などを一体的に行う制度で、事業者は公募により選定します。市の費用負担を抑えつつ、民間事業者の創意工夫による高質な施設の整備が可能となります。
		Q9	P-PFIの導入実績はどれくらいありますか。	Α9	全国48公園で導入されています(令和2年7月現在)。府内では、堺市や東大阪市などの公園で導入されています。
		Q10	P-PFIを使わないと公園施設を国費で整備することはできませんか。	A10	一般的にP-PFIを使わなくても公園整備に国費を導入することは可能です。 しかし、P-PFIを使うことにより、通常では国費の対象とならない施設に対しても国費を充てることができるため、コスト縮減などのメリットがあります。
		Q11	民間事業者の収益を特定公園施設に充当する割合はどれくらいですか。	A11	特定公園施設建設にかかる事業費の1割以上です。
		Q12	その割合を算定した根拠は何ですか。また、もっと民間に支出させた方がいいのではないですか。	A12	国庫補助要件における市負担の割合が9割以下であること及び他市事例において9割以下が多いことを考慮し、9割以下とする予定ですが、事業者サウンディング及び事業者の提案により市の負担が減少する可能性があります。

		Q13	指定管理者制度はどのような制度ですか。	A13	地方自治法に基づく制度で、今まで市が実施してきた公園施設の管理運営に関する権限の一部を民間事業者に委任する制度です。 トイレ清掃、樹木の剪定などの日常管理と一部の許可権限などは指定管理者が行いますが、公園の改変に関する許可など、根幹的な権限は市が持ち続けます。
		Q14	売店や飲食店などの収益施設から生じる毎月の収益のうち、一定割合 が公園の管理運営費に充てられるのですか。	A14	収益額に応じた還元策は、公募時に民間事業者から提案を受ける予定です。
Ē		Q15	誰がこの事業をこの事業をいつからどのような目的で検討しましたか。	A15	市長がパークマネジメントを公約で掲げたことを受け、実現に向けた検討を行い、市として政策決定したものです。 公園の魅力向上を目的として実施する事業です。
		Q16	どのようなプロセスで指定管理者を選定しますか。	A16	募集要項を公表して民間事業者を募り、提案内容について指定管理者候補者選定委員会で協議し、指定管理候補者を選定します。その後、議会にて指定管理者を決定します。 また、P-PFIの事業者についても、指定管理者と一括で選定します。
		Q17	コロナ禍においても、民間事業者の参加が見込まれますか。	A17	現時点で数社から事業への参加意思を確認しており、参加が見込まれます。
		Q18	民間事業者から優れた提案がない場合はどうなりますか。また、1者しか提案がない場合でも自動的に指定管理者に選定されますか。	A18	民間事業者の評価にあたり、最低評価点を設定します。最低評価点を満たす民間事業者がいなかった場合は、選定しません。1者しか提案がない場合でも同様の基準で評価します。
	事業者選定	Q19	指定管理期間が20年以内と長いですが、経営状況の悪い民間事業者 は指定管理者に選定されませんか。	A19	選定委員会では、事業期間全体の収支計画や事業者の経営状況などを確認します。事業開始後も、毎年の収支計画 の提出を求めるなど、経営状況の把握などについてモニタリング調査を行い、必要に応じて、指導や協議を行います。
		Q20	選定委員会のメンバーに一般市民は含まれますか。	A20	選定委員は、公園緑地をはじめとする各専門分野から専門性、中立性、実績などを総合的に判断して選定し、市民委員は含まれません。 なお、地域からの要望などは委員会の場でお伝えします。
		Q21	選定委員について、市が作為的に選んでいませんか。	A21	選定委員については専門性、中立性、実績などを総合的に判断して委嘱しています。
		Q22	選定委員会は公開されますか。	A22	選定委員会は、公募という性質上、非公開で実施しますが、事業者決定後には、委員名簿、議事録などを公開します。
		Q23	令和3年2月定例議会で何が承認されましたか。	A23	以下の3点が承認されました。 ①主要公園について、民間活力を導入したP-PFIなどによる再整備と指定管理による管理運営を令和4年4月から実施するための条例などの改正 ②P-PFI事業者及び指定管理者を公園毎に一括公募し、同一事業者を選定・指定し、桃山公園と江坂公園から実施 ③上記事業実施に向けての予算措置
	事業スケジュール	Q24	再整備を実施することは決定していますか。予算が議決されたからと 言って必ず執行する必要はありますか。	A24	政策決定の後、令和4年から事業を実施するための予算議決をいただいており、再整備を進めていく予定です。予算は 執行することを前提に措置されているものです。 予算を翌年度に繰り越すなどの事務手続きは、制度上、用意されていますが、事業課としては、議決内容を受け止め、 事業効果の早期発現に向け、進めさせていただく予定です。
		Q25	今後のスケジュールはどうなりますか。	A25	令和3年夏に公募を開始し、令和3年冬にP-PFI事業者と指定管理者を一括で選定します。令和4年夏からP-PFI事業と 指定管理開始の予定です。

事業概要

		_			
		Q26	民間事業者に任せることで変わる点は何ですか。 今よりも環境が良くなりますか。	A26	民間事業者と連携することで民間の創意工夫を公園運営に活かすことができ、公園毎の特性を活かしつつこれまで以上に柔軟できめ細かな公園運営が可能となり、現状よりも公園環境は良くなると考えています。
	事業効果	Q27	P-PFIを進めることによって、どれくらいの財政負担の軽減になりますか。また、職員の削減につながりますか。	A27	P-PFIにより整備費は桃山公園で1,300万円減、江坂公園で3,500万円減となることを想定しています。 管理運営費としては指定管理20年間により、桃山公園8,000万円減、江坂公園で6,000万円減となることを想定しています。 管理委託したからといって引継ぎなどがあるためすぐに職員削減はできませんが、長期的な視点では職員の削減にな
		Q28	事業の効果はどう測定しますか。	A28	ると考えています。 公園の維持管理・運営状況の利用者満足度、コスト縮減などを用いた測定方法を考えています。
		Q29	再整備される公園施設は何ですか。	A29	公募対象公園施設としては、①カフェを含む収益施設新設特定公園施設としては、②江坂花とみどりの情報センター跡改修、③便所、休憩所の撤去・更新、④木製遊具撤去・遊具新設、⑤江坂公園駐車場機械設備撤去など・駐車場新設、⑥江坂図書館改修、⑦複合施設エントランスホール改修が再整備の必須項目となります。そのほか、応募事業者任意の提案内容を公園に反映させることで江坂公園の目指すべき姿が実現するように再整備します。
		Q30	公募対象公園施設とは何ですか。	A30	事業者が設置する飲食店、売店などの収益施設のことを指します。
		Q31	特定公園施設とは何ですか。	A31	飲食店、売店などの収益の一部を使って整備された広場、園路などの公共部分を指します。
	再整備の概要	Q32	それぞれの施設規模はどれくらいですか。公園全体の面積の12%(建 厳率上限)まで建築しますか。	A32	新しく設置されるもの ①カフェを含む収益施設新設:86㎡、④遊具、⑤江坂公園駐車場 約15台 約1,193㎡ 新しく更新されるもの ②江坂花とみどりの情報センター跡:約409㎡、③便所:約33.5㎡、休憩所、⑥江坂図書館:約534㎡、⑦複合施設エントランスホール:約120㎡ なお、面積については、現状の面積を基に算定していますが、事業者の提案内容により変更することがあります。
		Q33	本は増えますか。	A33	現在の蔵書冊数より1万冊程度、増やすことを目指しています。
		Q34	図書館のスペースは広くなりますか。	A34	蔵書約1万冊増の配架スペースと余裕のある閲覧スペースの拡張を目指しています。
		Q35	食事しながら図書館の本が読めるようになりますか。	A35	飲食可能な居心地の良い閲覧スペースを設ける想定をしています。
		Q36	バリアフリー対策について、どのように考えていますか。	A36	バリアフリーに関する法令などを遵守して再整備します。また、バリアフリー吹田市民会議を開催し、再整備や管理運営の意見を聞き、反映できるものについては事業に反映させます。 バリアフリー吹田市民会議とは、吹田市が行う公共施設の新設またはバリアフリー化のための改修工事に際し、意見交換を行うための会議です。
		Q37	江坂公園は地域防災計画で一時避難地に指定されていますが、防災 施設は整備されますか。	A37	一時避難地に指定されている公園の便所には防災物品の収納スペースを設け、組立簡易式トイレ、または、携帯トイレ を備蓄することで防災機能を付加する予定です。
		Q38	公園と図書館で総額どれくらいの予算を計上していますか。	A38	今回の事業は約3億円の整備費と約7,000万円の維持管理費を予算として計上しています。ただ、これは上限の金額であり、実際の金額は安くなると想定しています。 (図書館指定管理分は、32,102千円/年 総額634,015千円)

	Q39	ネットを設置して自由にサッカーができるようになりませんか。	A39	サッカー専用は難しいです。
	Q40	図書館の高いところに本が置いてありますが、危なくないでしょうか。	A40	現在、書架はアンカーボルトで床固定しています。書架のメーカーも本などが飛び出さないように、耐震対策をしています。
理块但人	Q41	今回の再整備は、吹田市第3次環境基本計画の内容と矛盾しませんか。	A41	今回の再整備については、公園みどり室が改訂した吹田市第2次みどりの基本計画を基に進めています。吹田市第2次みどりの基本計画は吹田市第3次環境基本計画と整合性が取れている内容であるため、矛盾するものではありません。
環境保全	Q42	大きな木のメンテナンスが大変だと思いますが、どうなりますか。	A42	江坂公園の木は、都会の貴重なみどりのオアシスとなっているため、保全に努めます。
	Q43	飲食店を作ることは決定していますか。	A43	飲食店を設置し、公園の魅力向上を図る予定です。
	Q44	飲食店の料金はどうなりますか。	A44	事業者の提案内容を受け決定する予定です。
収益施設(売店・飲食店など) の設置	Q45	飲食店の営業時間はどうなりますか。	A45	近隣住民や自然環境などへ配慮し、店舗の内容によっては夜間の時間的制約を設ける予定です。
	Q46	飲食店の出店者は、地元への還元を考慮すると市内業者にするべきでないですか。	A46	総合的な視点で公園にふさわしい提案を行った事業者を選定することが目的であり、市内業者に限定する予定はありません。
	Q47	飲食店や売店は具体的にどう整備しますか。食べ散らかしが心配です。	A47	花とみどりの情報センター跡にカフェなどを設置します。また、新たに施設を増築して店舗を設置することも可能であり、 民間事業者からの良い提案を期待しています。 飲食店の事業者と指定管理者が同じなので、ごみなども一体的に管理してもらいます。 閲覧スペースとカフェが共存することは、提案によりますが、図書資料などへのマナーは啓発していきます。
	Q48	既存の公園施設は、更新ではなく補修で対応できませんか	A48	中長期的な老朽化やバリアフリー化の状況を考慮し、東屋や便所など一部の公園施設は補修では対応できないため、更新する予定です。
	Q49	市民サービスセンターはどうなりますか。	A49	今後もサービスを継続します。
	Q50	花とみどりの情報センター跡地はどうなりますか。	A50	飲食店や江坂図書館の拡張などを検討しています。
	Q51	江坂公園駐車場跡地はどうなりますか。	A51	江坂公園跡地は、地下2層になっていて、地下1階については活用の予定です。地下2階については現在のところ活用の予定はありませんが、事業者の提案を拒むものではありません。
· ·				

再整備

	Q52	江坂公園自転車駐車場はどうなりますか。	A52	再整備の対象外です。
	Q53	遊具はどうなりますか。	A53	老朽化のため既存の大型木製遊具を撤去し、新しい遊具を設置する予定です。
	Q54	歌やパフォーマンスなどを披露する場所はできますか。	A54	アートは江坂公園の目指すべき姿のテーマの1つでもあるため、民間事業者に提案するよう働きかけます。
既存の公園施設(公共施設含む)の改修など	Q55	地下駐車場の地下1階と地下2階について、建物が老朽化しており、一部漏水してると聞きましたが、どう対応しますか。	A55	建物本体についてはまだ使用可能であり、将来的に増改築する可能性はあります。雨漏り部分については市で修繕します。漏水についてはポンプアップによる対処を行っており、現在も維持管理をしています。
	Q56	ニーズがないということで市営駐車場を廃止して、近々府営駐車場も 廃止すると聞きましたが、駐車場は必要ですか。	A56	公園利用者のための駐車場を地下1階に設置する予定です。
	Q57	地下駐車場は年間6,800万円の赤字で廃止されたと聞いています。地下2階は今回の対象外となっていますが、リニューアルして二度手間になりませんか。備蓄倉庫の設置などの活用ができませんか。 また、後で整備すると余計にお金がかかりませんか。将来の考えについて教えてください。	<b>A</b> 57	地下駐車場の活用について、市として検討してきました。また、民間事業者にもヒアリングを行いましたが、、現状では 良い案が出ていません。活用にあたり、法律面の課題もありますが、20年の間にアイデアが出ても何もできないというこ とにはならないようにします。地下2階についても民間事業者からの提案を期待しています。
	Q58	地上にある身障者用の駐車場はどうなりますか。	A58	位置は変更となることがありますが、残置予定です。
	Q59	排水、芝生、カスケードなど、行政として改修するように示してほしいで す。	A59	予算面から、全て改修することを必須条件にすることは出来ませんが、行政として課題があることを募集要項に示すこにより、事業者からの提案を期待するものです。
	Q60	便所、休憩所、木製遊具は同じ場所に更新されますか。	A60	木製遊具は同じ場所、便所、休憩所は同じ場所である必要はないと考えています。
	Q61	複合施設内のレイアウトは変わりますか。	A61	事業者からの提案によっては、変更も可能です。
	Q62	工事期間はいつからいつまでですか。	A62	令和4年度から令和5年度の2年間を想定しています。詳細は、事業者などと協議して決定する予定です。
	Q63	工事施工時期はいつですか。	A63	令和4年夏以降を想定していますが、事業者と協議して決定します。
工事施工	Q64	工事期間中は公園を利用できますか。	A64	一定の範囲に区切って工事を行うため、工事範囲外は利用できます。また、工事期間が長くなる場合は、さらに範囲を 区切って工事を行うなど、利用者に配慮します。

	•				
		Q65	図書館は工事期間中に休館しますか。	A65	工事による休館はできる限り短い期間となるよう考えます。なお、休館中は臨時窓口を開設して予約資料の貸出などを 継続して行う予定です。
		Q66	指定管理者と市の役割分担はどうなりますか。	A66	指定管理者は、維持管理や使用許可などの日常的な管理運営を行います。 市は、大規模改修や占用許可などの財産などに関する管理運営を行います。
		Q67	市から指定管理者への管理運営業務の移行は、円滑に行われますか。	A67	指定期間の開始前に管理運営業務の引継ぎを行うことで、公園の管理運営に支障をきたさないようにします。
		Q68	指定管理者制度を導入することで公園の安全管理に問題は起こりませんか。	A68	公園施設の巡回や施設の定期点検など指定管理者に行わせるとともに、市も調査を行うことにより、安全安心な公園環境づくりに努めます。
		Q69	指定管理者が利益優先の管理運営を行い、これまでのように住民の平 等利用ができなくなる恐れはありませんか。	A69	公園の管理運営において、住民の平等利用は必ず確保されるべきものです。指定管理者制度が導入された場合でも、 住民の平等利用が損なわれることはありません。
		Q70	これまで禁止されていたバーベキューなどはできるようになりますか。	A70	公園、ボランティア、地域などで構成する公園協議会を設置し、公園の実情に応じた公園利用ルールを検討していく予定です。
		Q71	指定管理者が当初の予想よりも収益が低いなどの理由により店舗が撤退する恐れはありますか。また、指定管理者のインセンティブ対してはどのように働きかけますか。	A71	会社の経営状況、本事業における収支計画のチェックのうえ、適正な事業者を選定します。期間中は、収支報告などを受け、定期的にモニタリングを行うことにより改善が必要であれば随時、協議、指導を行います。事業者に非のない、想定外の事象が発生した場合は、協定の見直しなどの協議を行います。それでも事業者の指定取り消しとなった場合は、市民サービスが低下しないよう、次期事業者決定など迅速な対応を実施。
		Q72	売店や飲食店などの収益施設の収支が悪化した場合、草刈や施設補 修などの維持管理がおろそかになりませんか。	A72	草刈や収益施設などの維持管理に必要な経費は、毎年度、市が指定管理者に支払います。このため、事業者が運営する収益施設の収支状況が維持管理の水準に影響を及ぼすことはありません。
		Q73	指定管理者には、どのような業務を任せますか。	A73	窓口など業務の一部や施設管理に指定管理者制度を導入します。なお、専門性かつ継続性を要する図書館運営事業(調べもの相談(レファレンス)業務や地域の読書活動の推進、蔵書管理業務など)は、司書資格を有する市の職員が担います。
		Q74	図書館の開館時間はどうなりますか。	A74	現在の開館時間は維持します。
		Q75	子育て世代が利用しやすくなりますか。	A75	子育て支援サービス(関連図書や行事・講座の開催)の充実や、子連れで気兼ねなく過ごせるスペースの設置を想定しています。
		Q76	30代、40代の利用者を支援する場の提供はありますか。	A76	昼休みや仕事帰りの限られた時間内の利用が多く、仕事の疲れを癒やすスペースや、ワークスタイルを支援する場の 充実も想定しています。
		Q77	公園と図書館とのサービス向上とは、どのようなサービスを展開するのですか。	A77	公園での読書や行事の開催、図書館の本を使った親子で参加できるガーデニング講座などを想定しています。
管理運営	管理運営の概要	Q78	苦情や要望などは、市または指定管理者のどちらに連絡すればよいで すか。	A78	基本的には、指定管理者に連絡していただくことになります。指定管理者の連絡先は、公園内に整備するパークセンターなどに掲示します。

1	Ì			
	Q79	指定管理者の職員は、公園内に常駐しますか。	A79	指定管理者の職員は、公園内に整備するパークセンターで苦情・要望の受付や使用許可に関する事務を行う予定です。パークセンターの受付日時は、民間事業者から提案を受け決定する予定です。
	Q80	単独の事業者が公園全体の管理運営を行うのですか。	A80	指定管理者の構成は、単独の事業者または複数の事業者で構成するグループを想定しています。指定管理者は、公園 全体の総括的な管理運営を行うほか、必要に応じて草刈や施設補修などの維持管理業務を専門業者に委託します。また、売店や飲食店などの収益施設の運営を他の事業者に行わせる場合があります。
	Q81	指定管理者に地域の意見・要望を伝える場はありますか。	A81	意見・要望を聞く場として、指定管理者、市、ボランティア団体、地域などの公園関係者で構成する協議会を設置します。
	Q82	清掃や花壇管理などのボランティア活動は引き続きできますか。	A82	園の再整備に伴い活動場所などを変更していただく場合がありますが、引き続き活動できます。
	Q83	指定管理者制度を導入することで市内業者への受注機会の減少につ ながりませんか。	A83	業務の一部については、市内業者の参画を義務付けることを検討しています。
	Q84	公園内で喫煙はできますか。	A84	禁煙とする予定はありません。
	Q85	図書館のIT化が進んでいますが、どのように考えていますか。	A85	電子書籍など、非来館型のサービスも提供しています。指定管理者制度を導入しますが、市職員司書は常駐し、電子書籍も含め、図書の収集することは、市職員で行います。公園と一体型の民間ならではの提案を期待しています。
	Q86	ギガスクール教育との関係はどうなりますか。	A86	学校の図書館と公立図書館の連携は今までも継続して実施してきましたが、今後ギガスクールとも連携したいと思っています。
	Q87	一時避難地となっていますが、防災の観点はどうなりますか。	A87	施設被害における応急措置を行うほか、市と協力して避難者の誘導などを行います。
	Q88	公園協議会とはどのようなものですか。	A88	公園協議会は指定管理者、市、ボランティア団体、地域などの公園関係者で構成する協議会でルール作りやイベントの 企画などを行います。
	Q89	指定管理の5年以上20年以内というのはどうやって決めますか。	A89	収支計画をふまえた事業者からの提案により決定します。
	Q90	花とみどりの情報センターがあったので、緑に特化した提案を求めるべきではないでしょうか。	A90	パークセンターにおいては、緑化相談などが行える体制を取ることを条件とする予定です。
その他	Q91	どのくらいの頻度で公園に来られているかをお聞きしたいです。年に何回ぐらいなんでしょうか。現地を見なければわからないことがあると思われます。	A91	公園管理者として適宜確認し、公園の現況把握に努めています。